

エコマネジメント長野研修実施要領

(平成 12 年 9 月 14 日 12 環第 270 号)

[沿革]平成 13 年 3 月 30 日 12 環第 533 号一部改正
平成 13 年 10 月 5 日 13 環第 297 号一部改正
平成 16 年 5 月 1 日 16 地環第 80 号一部改正
平成 20 年 2 月 8 日 19 環政第 376 号一部改正
平成 24 年 4 月 4 日 24 温第 3 号一部改正
平成 28 年 3 月 29 日 27 環エ第 282 号一部改正
令和 3 年 6 月 8 日 3 環政ゼ第 45 号一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、エコマネジメント長野運営要綱に規定する研修（以下「エコマネ長野研修」という。）の実施に関して必要な事項を規定するものとする。

(エコマネ長野研修の内容等)

第 2 条 エコマネ長野研修の内容等は、その研修の区分に応じて、別表のとおりとする。

(エコマネ長野研修の受講記録)

第 3 条 エコマネ長野研修の実施責任者は、研修を修了した者について、研修受講記録に次の内容を記録するものとする。

(1) 受講年月日

(2) 研修名

2 研修受講記録は、研修実施責任者又は研修実施責任者が指名する職員が管理するものとする。

附 則 (平成 12 年 9 月 14 日 12 環第 270 号)

1 この要領は、平成 12 年 9 月 14 日から施行する。

2 この要領の施行の日までに実施された研修のうち、この要領の規定の例により実施されたものについては、この要領の規定の例により、研修の実施記録及び受講記録を行うとともに、地球環境課長以外の者が実施した研修については、研修記録簿の写しを平成 12 年 9 月 30 日までに地球環境課長に提出するものとする。この場合においては、当該研修は、この要領の規定により実施された研修とみなす。

附 則 (平成 13 年 10 月 5 日 13 環第 297 号)

1 この要領は、平成 13 年 10 月 5 日から施行する。

2 この要領の施行の日までに実施された研修の受講記録は、改正前の第 5 条の規定の例により記録するものとする。ただし、講師確認印は環境管理推進員の確認印とする。

附 則 (令和 3 年 6 月 8 日 3 環政ゼ第 45 号)

この要領は、令和 3 年 6 月 8 日から施行する。

別表（第2条関係）

エコマネ長野研修 一覧表

研修名	対象者	研修内容	実施責任者	回数
推進員研修	エコマネジ メント長野推進 員	次の事項について職員の理解と自 覚を持たせる内容とする。 (1) 長野県職員率先実行計画の推進 に関する事項	エコマネジメン ト長野推進事務 局長	年1回以上実施す る。
管理者研 修	部局長、教育次 長、警察本部警 務部長、所属長 等（地域振興局 課長を含む）	(2) エコマネジメント長野に関する 事項		
一般職員 研修	基本要綱第3 条に規定する 組織に勤務す る職員（非常勤 職員を含む。）	(1) 長野県職員率先実行計画の推進 (2) エコマネジメント長野の概要、取組 内容 (3) 取組状況の見える化、情報提供 (4) 日常的に環境保全に向けて取り 組むための情報	環境管理システ ム運営要綱第2 条第3号に規定 する所属長等	機会を捉えて随時 実施する。
内部環境 監査員研 修	内部環境監査 員及びその候 補者として環 境管理責任者 が指名した職 員	(1) 内部環境監査員として必要な知 識 (2) 監査技法	エコマネジメン ト長野推進事務 局長	必要により随時実 施する。